

社協 通信

サロンしのめ(大久)

平成2年に発足して30年間継続しています。構成メンバーは入れ替わりがありますが、現在は27名で実施しています。毎回東郷駐在所の所員さんと役場の保健師さんに来ていただき、健康長寿、介護予防を活動の中心にしています。

“お互い励まし合いながら明るく元気に過ごそう”をモットーに笑顔を忘れず、思いやりの気持ちを大切に、活動を続けています。

- 活動拠点/しのめ会館
- 開催日/月1回(毎月第2水曜日)
- 主な活動/会食、講話、健康体操、軽スポーツ、ゲーム

新年度事業の内容

◆事業方針◆

隠岐の島町社会福祉協議会は、第3次隠岐の島町地域福祉活動計画に基づき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを事業方針とします。

また、住民参加による福祉活動を推進するため、地域の福祉ニーズの把握、住民の助け合い活動やボランティア活動への支援、行政機関、民生児童委員をはじめ社会福祉事業者などとの連携強化になお一層努めます。

さらに、「介護の基礎的講座」や「くらしの安心サポート体制調査研究事業」などの新規事業に取り組んでまいります。



I. 住みよい地域づくり

- ・地域福祉推進事業
- ・救急医療情報キット整備事業
- ・サロン活動推進事業
- ・障がい者支援事業
- ・子育て支援事業
- ・福祉教育推進事業
- ・福祉活動用具貸出事業
- ・表彰事業
- ・ボランティア活動推進事業
- ・災害ボランティアセンター体制整備事業
- ・あいサポート運動推進事業
- ・シルバー人材センター事業

II. くらしの安心づくり

- ・総合相談事業
- ・自立相談支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・緊急資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業
- ・入居債務保証支援事業
- ・くらしの安心サポート体制調査研究事業

III. 支え合いの基盤づくり

- ・広報啓発事業
- ・ホームページ運営事業
- ・民児協連携推進事業
- ・福祉人材育成事業
- ・新たな支えあいファンド助成事業
- ・隠岐の島町移送車両無償貸与事業

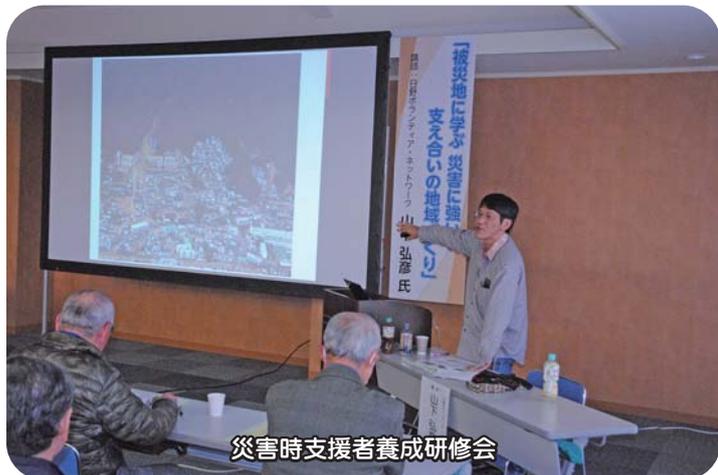
IV. 地域福祉推進体制の強化

- ・事業評価
- ・職員育成事業
- ・社会福祉センターの管理運営事業

【事務局業務】

- ・隠岐の島町共同募金委員会
- ・日本赤十字社島根県支部隠岐の島町分区
- ・隠岐の島町老人クラブ連合会
- ・おき後見ネットワーク
- ・隠岐の島町シルバー人材センター
- ・歳末チャリティー隠岐素人余芸大会

各事業の詳しい内容は「隠岐の島町社会福祉協議会ホームページ」をご覧ください。（<http://www.oki-fukushi.net/>）



災害時支援者養成研修会



サロンのつどい（活動者交流連絡会）



福祉教育推進事業 学校の福祉学習への講師派遣



民児協連携推進事業 社協・民児協連絡会の様子



シルバー人材センター事業 活動状況



福祉増進にご尽力いただいた方々の表彰

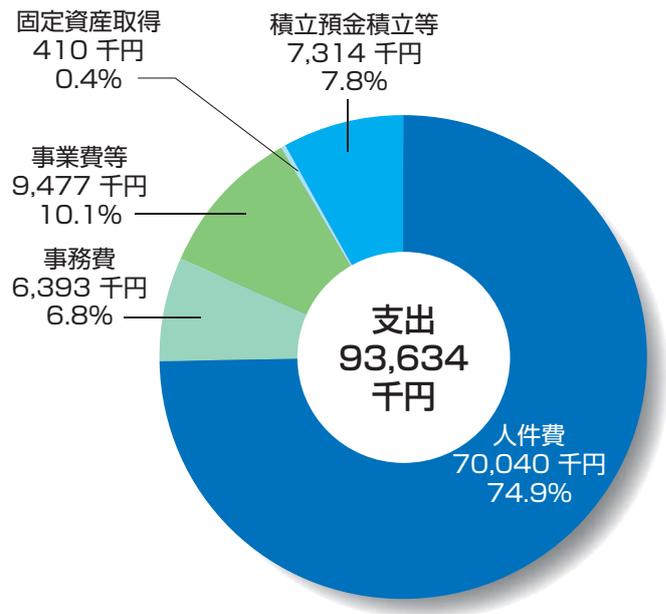
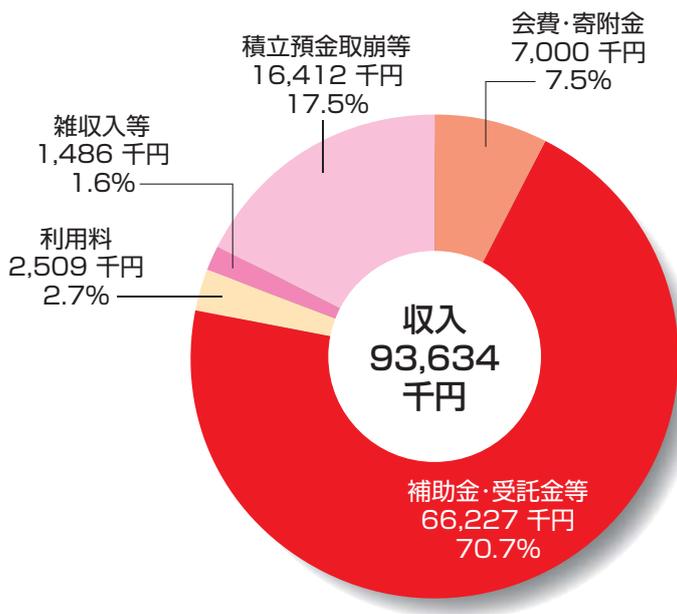


隠岐の島町いきいき祭りでの広報啓発



隠岐の島町老人クラブ連合会
「めざせ！健康長寿！！身近な場所のできる楽しい運動」

新年度予算の概要



用語の解説

【収入】

会費・寄附金	社協会費、香典返し、見舞返し、一般寄附金
補助金 受託金等	隠岐の島町からの社協運営補助金・受託金 島根県社協からの補助金・受託金
利用料	サービス等利用者からの利用料
雑収入等	雑収入、預貯金受取利息、退職手当積立の差益
積立預金取崩等	積立預金・退職手当積立の取り崩し、繰越金

【支出】

人件費	役員報酬、職員20人分の人件費、退職給付金
事務費	事務に係る経費（例：通信費、事務用品費等）
事業費等	事業に直接係る経費（例：車両維持費等） 助成金、負担金、貸付金
固定資産取得	備品の購入費
積立預金積立等	積立預金・退職手当積立のための支出、予備費

社協会費・寄附金の使途について

皆様からいただいた社協会費は、社協が取り組む地域福祉事業全般の重要な財源として活用されます。

また、寄附金は一旦、基金に積み立てられた上で早急な対応を要する福祉課題解決にむけた事業等に活用されます。

令和2年度に社協会費及び寄附金を活用して実施される主な事業は以下のとおりです。

- **地域福祉推進事業**
 - ・自治会区福祉活動への支援
 - ・担い手養成と活動組織の組織化支援
 - ・生活支援体制整備事業の推進
 - ・コミュニティソーシャルワーカーの養成等
- **障がい者・子育て支援事業**
- **福祉活動用具貸出事業**
- **災害ボランティアセンター体制整備事業**
- **シルバー人材センター事業**
- **総合相談事業**
- **法人後見事業**
- **入居債務保証支援事業**
- **広報広聴事業 / 広報誌「社協通信」の発行**
- **ホームページ運営事業**
- **福祉人材育成事業**
- **くらしの安心サポート体制調査研究事業**
- **おき後見ネットワーク事務局業務**
- **社会福祉センターの管理運営事業**

会費・募金等のお願い

本年度、隠岐の島町社会福祉協議会からお願いする会費・募金は次のとおりです。

出費の多い昨今、誠に恐縮ですが、各ご家庭・自治会予算等にてご予定下さいますようお願い申し上げます。

種類	取りまとめ期間	金額
赤十字会費	5/14~6/30	700円
社協会費	7/1~31	1,000円
赤い羽根共同募金	10/1~31	

社協委員さんなどがお伺いします

町の嘱託員の方にあわせて委嘱させていただいております社協委員の方々をはじめ、地域で社協活動にご協力いただく方がお伺いします。

住民・自治会

社協委員
(嘱託員)

社協

社協委員さんの活動内容
(活動は無報酬)

- ・社協会費の取りまとめ
- ・赤い羽根共同募金の募金活動
- ・赤十字社会費の取りまとめ
- ・社協通信等の配布

県民いきいき活動奨励賞

島根県では、多くの住民のいきいきとした暮らしにつながり、地域への貢献度が高い活動を「県民いきいき活動奨励賞」として表彰しています。

この度、日本語教室グループ「あいうえお」(会長 藤野 晃氏)の活動が功績顕著として受賞され、県庁知事室にて授賞式が執り行われました。



左より 丸山知事 (事務局) 船田綾子氏

【功績の概要】

平成15年の発足以来、外国人の日本語学習や地域文化・慣習の理解促進、交流活動を実施している。

令和元年度 健康づくりグループ表彰

隠岐圏域健康長寿しまね推進会議では、健康づくりを実践していくための気運を高めることを目的に、地域や職域で健康づくり活動を行っているグループを表彰しています。

サロン活動に取り組むグループが受賞されましたのでご紹介いたします。

県表彰

健康長寿しまね推進会議会長賞 「下西まめな会」

下西地区で20年以上活動されているサロンです。

健康チェックや健康教室など健康づくりに努めるとともに、会食交流会や野外活動、地域の伝統文化について理解を深める活動などを行っています。

男性の参加率が非常に高く、区長をはじめ老人クラブや婦人会など地域の各種組織の代表者が運営に加わることで幅広い活動につながっています。



隠岐圏域表彰

健康長寿しまね推進会議会長賞 (活動期間10年以上) 「西田なかよしサロン」

継続賞 (活動期間5年以上)

- ・明老会 (近石真杉)
- ・サロンしののめ (大久)

奨励賞 (活動期間3年以上)

- ・生きがいわがとこ (犬来)
- ・月茶会 (西町)

被災地に学ぶ 災害に強い 支え合いの地域づくり ～ 災害時支援者養成研修会を開催しました～

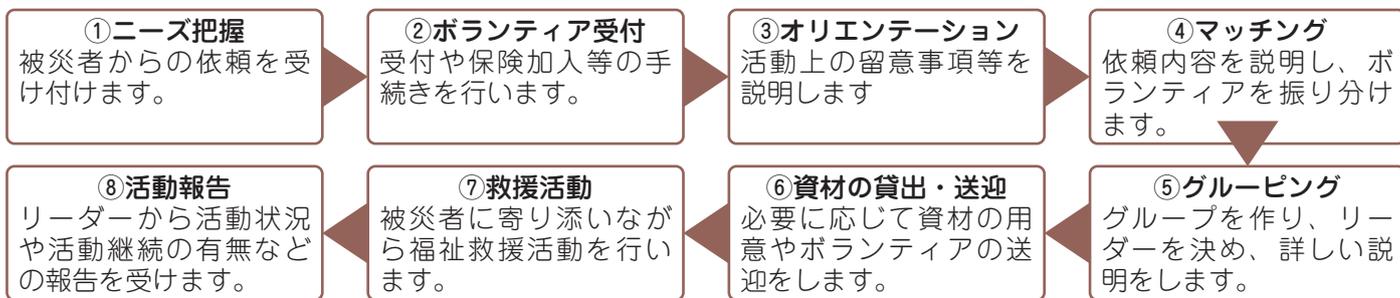
2月14日、日野ボランティア・ネットワークの山下弘彦氏を講師にお迎えして、近年多発している災害の被災地状況や支え合いの実例などについてご講演をいただき、平時からの取り組みの重要性について理解を深めました。

昨年も、台風19号の災害をはじめ、日本各地で大きな自然災害が相次いで発生しました。本町でも平成19年の豪雨災害のような災害がいつ起こってもおかしくはありません。

本会では、災害に備え、災害ボランティアセンターを立ち上げるための体制を整備するとともに、地域の皆様の取り組みをこれからも支援してまいります。



《災害ボランティアセンターの流れ》



「暮らし上手」を目指して！

あなたは困った時に頼れる人がいますか？

地域の集いで話をきくと、「困った時に助けてが言えない…」という声が全体的に多くきかれました。

ただ、毎日隣近所を行き来する人が多い地域では「いつでも誰にでも助けてが言える！」という声が多くありました。

現在町内では独居高齢者が約1,900世帯、2人暮らしの高齢者が約1,100世帯となっています。

今は困っていなくても、1人暮らしになった時…急な病気の時…必ず誰かの手を借りるはず。日頃から家族はもちろんのこと、隣近所や友人など「ちょっと助けて」と言える関係を目指しましょう。

やってみよう！

チェックが多いほど「暮らし上手」！

- 近所の人とよく話す ……………
- いつも行くところがある ……………
- 家がお茶のみ場になっている ……
- よそいきの時には近所に伝える……
- 家族と連絡を取り合っている ……
- 自分でできないことは人に頼んだりサービスを使っている ……………

暮らしに役立つ情報がいっぱいの「くらしのべんり帳」を、生活支援コーディネーターが地域の集いに出かけてお配りしています！ぜひご連絡ください！

(電話 2-0685 担当/池田)



シルバー人材センター

～仕組みやお仕事内容を知りたい方は～

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を、一般家庭・企業などから引き受け、これを会員に提供する組織です。

一緒に働いてみませんか？

入会説明会にご参加ください

日時 毎月第3金曜日

14:00～ 30分程度

会場 隠岐の島町社会福祉協議会

※日程は変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】

隠岐の島町シルバー人材センター

電話 3-1533 (担当 松林・牧野)

研修室が使用できます

隠岐の島町社会福祉センター研修室が会議等にご利用できます。

詳しくはお問い合わせください。

- 使用時間 8時30分～17時
- 使用料金 1時間250円 (1室)

※町内の団体が福祉活動に使用する場合は無料

- 休館日 土・日・祝日・12/29～1/3



▲多機能集会室



▲多目的研修室

【お問い合わせ先】

隠岐の島町社会福祉協議会

電話 2-0685 (担当 大田・山西)

ボランティア保険のご案内

ボランティア活動中の様々なケガや事故などを保障する保険です。

詳しくは社会福祉協議会にお問合せいただくか、ホームページ「ふくしの保険」でご確認ください。

URL <http://www.fukushihoken.co.jp>

※ご加入いただくには、社会福祉協議会への登録が必要です。

活動保険

	基本プラン	天災プラン
年間保険料	350円	500円

(加入者1人あたり)

行食用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事における参加者のケガや主催者の賠償責任を保障します。

令和元年度 日本赤十字運動最終報告

令和元年度実績 2,644,362円

赤十字会費は、一刻を争う災害時の救護活動をはじめ、災害から子どもたちを守る教育活動の支援など、「人間を救うのは、人間だ。」をスローガンに、様々な活動に活用され、皆さまからの会費・寄附金によって支えられています。

皆様のご理解ご協力に、心から厚くお礼申し上げます。

 **日本赤十字社**
Japanese Red Cross Society
島根県支部隠岐の島町分区



ご寄附
ありがとうございます

令和2年1月27日～令和2年3月26日（受付順・敬称略）

※隠岐の島町社会福祉協議会ではご寄附いただいた方のご意志を尊重し、氏名等を掲載しています。なお、金額は掲載しませんのでご了承ください。

住所	寄附者氏名	故人名
飯田 山本 高久	勝太郎	
上西 宇野 鉄也	竹人	
栄町 大西 睦子	東町 森カヨ子	
郡 前田 美登	マリ子	
西田 岩水 良祐	陽子	
下西 石田 竜也	譲	
港町 岡本 朋久	幸久	
奈良市 坂 博通	皆市 孝	
港町 山本真知子	ヨシ子	
苗代田 是津 忠男	達己	
港町 池田 幸子	浩	
卯敷 松野スミ子	幹雄	
都万 嘉本久美子	中町名田 樋口茂子	
西町 吉岡 陽子	雅洋	
栄町 廣川 正則	山根ユキエ	
原田 大崎フサヨ	巖	
郡 野津 広幸	中村 由比	
今津 服部 千秋	建治	

香典返し寄附

社協事業に関する苦情申出窓口

事業を利用する皆様からのご意見や苦情をいつでも承り、適切な解決と必要に応じた改善、本会職員の資質の向上につなげるため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、また公正な立場で苦情解決に関わる第三者委員を設置しています。

本会事業を利用してお気づきの点等がございましたら、下記までお寄せください。

- **受付日時** 月～金曜日（土日祝日除）8:30～17:00
- **受付方法** 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- **苦情受付担当者** 総務係 和田 伸・山西 吉美（電話）2-0685
- **苦情解決責任者** 事務局長 村上 勝
- **第三者委員へ苦情をお申し出いただくこともできます。**

＜第三者委員＞ 任期：令和2年4月1日から2年間

- ・ 眞野 輝久（上西）電話 2-3768
- ・ 山根 久美子（元屋）電話 4-0544

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

～ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金でお悩みの皆さまへ ～

●休業された方向け（緊急小口資金）

- ・ 対象者 / 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・ 貸付上限額 / 10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内）

●失業された方向け（総合支援資金）

- ・ 対象者 / 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・ 貸付上限額 / （2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内
- ・ 貸付期間 / 原則3月以内